

平成22年11月 8日



志木市長 長沼 明 様

志木市特別職報酬等審議会

会長 清水良介



志木市議会議員及び特別職員の報酬等について（答申）

本審議会は、平成22年10月18日付け志人第35号により、市長から諮問を受けた「志木市議会議員の報酬等及び市長、副市長の給料等の額」について、課せられた重責を踏まえ慎重に審議した。

審議にあたっては、県内各市の状況や近隣市の改定動向等の資料に基づくとともに、昨今の社会経済情勢を踏まえ、公平中立な立場を堅持のうえ、率直な意見交換を行った。

その結果、以下の結論に至ったことを答申する。

1 市長及び副市長の給料等について

市長及び副市長の月額給料については、適当であると判断し、現状を維持することとする。

ただし、期末手当の支給割合については、人事院勧告に準じて減じる一般職員と同様の措置を講ずる必要がある。

なお、その実施時期については、本年12月の期末手当からとする。

2 志木市議会議員の報酬等について

志木市議会においては、議員定数を大幅に減員し、議員自らが議会費総額の抑制に努めていることは認めるところである。

しかしながら、昨今の経済情勢を鑑みると月額報酬については、現状維持とし、期末手当については、市長及び副市長と同様の取り扱いとすることとする。

なお、その実施時期についても、市長及び副市長と同様とする。

また、議員報酬等のあり方について、政務調査費の議員報酬への統合は、個々の趣旨、性格や性質が違うものであり、統合すべきではない。

なお、各委員から審議の中で、次のような意見があった。

1 市長、副市長の給料等について

- (1) 一般職員の給料が2年連続で引き下げられるのであれば、特別職等も同様の方向性にするのが妥当である。
- (2) 市長の給料が現状で市内33位であっても、一般職員を減額するのに特別職等を引き上げるのは難しい。
- (3) しっかりとした市政運営をしていただくためには、給料は多い方がよいので、現状の維持が妥当である。
- (4) 特別職と一般職は密接な関係にあるので、特別職等の期末手当は、一般職と同様に人事院勧告に準じ、引き下げるときには下げた方がよい。
- (5) 経済情勢を考えれば、年間の総額では引き下げるべきである。

2 市議会議員の報酬等について

- (1) 議員の報酬については、平均を下回っており、また政務調査費についても使途基準の拡大を求める声が多くある。議員の専業化が進む中、安心して議員活動に専念できるよう議員報酬と政務調査費を統合して、生活給的要素を含め、議員活動の充実を図るべきである。議員は、議員定数を削減し、議会経費の削減に努めていることから、優秀な人材を育てる観点からも適正な報酬として、報酬の引き上げが必要である。
- (2) 定数を減員して頑張っているのだから、報酬を上げてさらによい仕事をしていただきたい。
- (3) 専業が進んでいる中、議員が議員活動に専念できる報酬が必要である。今の報酬では、なり手がない。少しでも上げるべきである。

- (4) 経済状況から考えると、引き上げは市民からの理解が得られないのではないか。報酬を生活給と考えれば、現在の額では大変であると理解するが、この時期に上げるという選択肢はない。
- (5) 議員の月額報酬は現状が妥当ではないか。社会情勢からも一般職、特別職の状況を踏まえて考えると引き上げはどうかと思う。
- (6) 期末手当については、昨年の審議会の意見を踏まえ、本年4月から特別職と同率に引き上げた経緯があるので、今回は、特別職等の取り扱いと同様にすべきである。
- (7) 報酬と政務調査費は性質が違うものである。報酬については何ら制約を受けるものではないが、政務調査費は公費でその使途に制約を受けるのは仕方がない。一緒に考えるのは無理がある。
- (8) 政務調査費を報酬と一緒にして、課税対象になる課税額部分も上乗せずするなど、報酬に課税される税相当分も上乗せするぐらいしたほうがいい。報酬も上げて、政務調査費も加え、その上に税相当も加えるぐらいでいい。
- (9) 政務調査費は、報酬と切り離して考え、議員活動費として必要額が足りないのであれば増額すればよい。政務調査費は、議員活動としての正当な経費である。
- (10) 報酬と政務調査費を一緒にすることも、一つの考え方としては理解できる。しかし、公的な活動としてかかる経費であれば、政務調査費は課税対象とならない別枠で措置しておくべきである。

その他、参考意見として、教育長及び病院事業管理者の給料等については、市長及び副市長に準じて、適正な措置を講じるべきである。